平成２８年（フ）第４７号
佐賀市開成６丁目２番26―304号
破産者　円城寺喜郎
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８５号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷389番地５、旧住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷389番地９　相川アパートＢ棟201号
破産者　松島　　健
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３２０号
福岡市南区塩原４丁目20番17号、前住所福岡県筑紫郡那珂川町大字安徳604番地３ラフィーネプロムナードⅦＣ202号
破産者　藤島ろいす
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３６２号
福岡市南区野間４丁目３番24号
破産者　冨永　徒代（旧姓曽根）
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４２３号
福岡県大野城市下大利団地41番504号、前住所福岡県大野城市東大利２丁目３番１―602号サンアトラスＶ
破産者　矢野　好美
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０３７号
福岡市中央区天神５丁目９番２―403号
破産者　下川陽一郎
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１８３号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目21番11―105号
破産者　東　友美子
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３３９号
福岡市西区野方５丁目23番２号
破産者　石橋　聡史
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４０５号
福岡市西区姪の浜５丁目22番31―509号、前住所北九州市小倉北区船場町２番６―1902号
破産者　今井　一郎
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４４６号
福岡市南区野多目１丁目11番34号
破産者　黒宮　良次
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４５９号
福岡市東区箱崎３丁目11番20―901号、前住所福岡市東区多々良２丁目21番37―202号
破産者　大石　修代
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６４５号
大阪府守口市高瀬町１丁目６番21号
破産者　前田　　茂
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７３４号
神戸市垂水区潮見が丘１丁目１番15―811号
破産者　吉見　肇士
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７９３号
神戸市中央区海岸通２丁目１番１―705号、従前の住所神戸市中央区下山手通２丁目13番19号　シルバービル302
破産者　伊藤　陽氏
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４７５号
福岡市城南区長尾５丁目６番４―302号
破産者　塩田　健吾
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３５９号
札幌市南区澄川４条４丁目11番35号　フジハウスⅡ204号
破産者　郡司　由美
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７５号
岐阜県可児市虹ケ丘６丁目39番地、旧住所福島市東浜町10番７号　鈴木ハイツ２Ｆ
破産者　河島潤一郎
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１１１号
茨城県ひたちなか市東石川１丁目15番５号
破産者　梅　　克彦
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２１２号
茨城県水戸市大足町1011番地の４、前住所茨城県水戸市松が丘１丁目６番30号
破産者　鈴木　茂行
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所